

大連市がソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業の発展を  
より一層促進させることに係る若干の規定の  
印刷・発布に関する大連市人民政府弁公庁の通知

大政弁発[2008]183号

各区、市及び県の人民政府、市政府の各委員会・弁公室・局、各直属機構及び各関係単位に通知する。

市政府の同意を経て、ここに、「大連市がソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業の発展をより一層促進させることに係る若干の規定」を印刷・発布するので、誠実に執行を貫徹されたい。

2008年11月21日

# 大連市がソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業の発展を より一層促進させることに係る若干の規定

## 第1章 総則

**第1条** 当市のソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業のより一層の発展を促進し、国内最良の産業発展環境を作り出し、企業及び人材の集中、自主新規創造と国際合作を同時に実施するという良好な局面を形成し、全世界のソフトウェア及びサービスアウトソーシングに係る新たな先駆的都市を創建し、ソフトウェア及びサービスアウトソーシングの分野において「中国第一、世界第一」を争うため、国の関係する政策により、ここに本規定を制定する。

**第2条** 本規定は、当市においてソフトウェア及びサービスアウトソーシング業務（ソフトウェアの開発、ソフトウェア技術サービス、システムインテグレーション、業務フローの外注、集積回路の設計、アニメ漫画ゲームの開発、工業設計及び管理、インターネット増値業務等を含む。）に従事する企業（以下「企業」という。）、情報技術人材職業教育養成・訓練機構（以下「養成・訓練機構」という。）及び専門にソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業に従事する園区の投資運営管理企業（以下「園区企業」という。）に適用する。

**第3条** ソフトウェア及び集積回路設計企業の認定は、国の関係する規定に従い執行する。その他の企業、養成・訓練機構及び園区企業の認定については、市の情報産業局が関連部門と共同で統一した認定標準を制定し、企業、養成・訓練機構及び園区企業の登録経営納税地に所在する区・市・県の政府及び先導区の管理委員会が統一標準に従いこれを認定し、市の情報産業局に報告して審査・届出記録をする。

**第4条** 市政府は、ソフトウェア及びサービスアウトソーシング専用資金（以下「市の専用資金」という。）を設立して産業の発展を支持し、国の部・委員会及び省政府の関連する扶助資金との組合せを形成する。専用資金の設立、申請、審査認可、使用及び監督等の具体的な管理弁法については、市の財政局が同市の情報産業局と共同して別途制定する。その他の部門の関連する資金については、上記の企業、養成・訓練機構及び園区企業を優先的に支持し、各区・市・県の政府及び先導区の管理委員会が、専用資金を当該区域のソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業の発展に用いるよう手配する必要がある。

## 第2章 人材吸引及び養成・訓練

**第5条** ソフトウェア及びサービスアウトソーシングに係る高級人材に奨励を与え、企業が納付する従業員の各種社会保険料に政策扶助を与える。

(1) 「ソフトウェア及びサービスアウトソーシングに係る高級人材」とは、企業、養成・訓練機構及び園区企業において幹部に属し、連続して1年以上雇用され、年俸が6万元以

上の技術人員及び管理人員をいう。具体的な認定標準については、市の情報産業局が関連部門と共同して全市の産業発展状況に基づき制定し、かつ、適時にこれを調整する。

(2) ソフトウェア及びサービスアウトソーシングに係る高級人材の奨励標準については、各区・市・県の政府及び先導区の管理委員会が、その本人の企業、養成・訓練機構及び園区企業における連続勤務年数、年俸額並びに当該企業、養成・訓練機構及び園区企業の当該年の業績に従い、審査・確定する。各区・市・県の政府及び先導区の管理委員会の指定する、下部に属する関係部門が業務を具体的に組織し、実施する。

(3) ソフトウェア及びサービスアウトソーシングに係る高級人材の奨励資金については、各区・市・県の政府及び先導区の管理委員会が、当該区域の産業状況に基づき専用資金を手配し、市の財政については、各区・市・県の政府及び先導区の管理委員会の実際の奨励状況に基づき、市の専用資金を通じて相応の支持を与える。

**第6条** 本規定の実施後に企業が国外及び外地から初めて当該市において業務をする高級技術人員及び管理人員（年俸25万元以上、企業において連続して1年以上勤務した者）を招聘した場合には、一括して3万円の赴任補助を与える。補助資金については、市の財政が市の専用資金を通じて50%を手配し、企業の登録経営納税地の所在する区・市・県（先導区）の財政が50%を手配する。

**第7条** 旅順南路ソフトウェア産業帯等のソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業発展集中区の小・中学校の配置計画を編制し、かつ、具体化し、ソフトウェア人材子弟学校を建設し、ソフトウェア及びサービスアウトソーシング就業人員の子女及び付近の適齢児童を最寄りの学校に入学させることを保証する。

**第8条** 各区・市・県の政府及び先導区の管理委員会は、当該区域の産業発展状況により、ソフトウェアエンジニア向けアパートの建設を加速し、ソフトウェア及びサービスアウトソーシング就業人員のために回転賃貸住宅を提供する。旅順南路ソフトウェア産業帯等のソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業発展集中区内の新規建設分譲住宅プロジェクトについては、建築面積の10%を限定価格でソフトウェア及びサービスアウトソーシング就業人員に販売し、かつ、土地の入札募集・競売・公示中にこの条件を組み入れなければならない。当該市において連続して3年以上勤務した就業人員及び同一単位において連続勤務年数が比較的長期である者は、同等の条件において優先的に選択・購入する権利を有する。

**第9条** 企業は、大学・中等専門学校及び養成・訓練機構と人材養成・訓練、課程導入並びに教員養成・訓練及び導入等の合作を展開し、市の専用資金がプロジェクトの実際の状況に基づき、実際に発生した費用の50%を上回らない補助を与える。中級・高級人材の養成・訓練、特に高級技能人材の養成・訓練を重点的に奨励する。

**第10条** 条件に適合するサービスアウトソーシング企業は、新たに1名の大学生（大学・高等専門学校以上の学歴を含む。）従業員を採用し、サービスアウトソーシング業務に従事させ、かつ、1年以上の労働契約を締結するごとに、企業に対し1人あたり4,500元を上

回らない定額の養成・訓練支援を与える（上記人員の養成・訓練にのみ用いる。）。

採用した人員の契約を期限前に解除し、かつ、原契約の定める 1 年以内である場合において、その他のサービスアウトソーシング企業又は原企業と新たに労働契約を締結するときは、上記の企業定額養成・訓練支援を与えない。

**第 11 条** 条件に適合する養成・訓練機構について、その養成・訓練するソフトウェア及びサービスアウトソーシング業務に従事する人材（大学・高等専門学校以上の学歴）については、関連する専門知識及び技能養成・訓練審査に合格し、かつ、ソフトウェア及びサービスアウトソーシング業務に従事する企業と 1 年以上の労働契約を締結した場合には、養成・訓練機構に対し 1 人あたり 500 元を上回らない定額養成・訓練支援を与える。

### 第 3 章 企業奨励

**第 12 条** ソフトウェア製品（ソフトウェア製品の輸出を含む。）が享受する優遇政策を参照し、関連する優遇政策を享受していない企業については、その営業収入の 1%（ソフトウェア製品の輸出収入については 3%の割合）の割合で奨励を与え、奨励資金は、市の財政及び企業の登録経営納税地の所在する区・市・県（先導区）の財政が現行の財政体制の市・県の両級が共に享有する収入の分配比率に従い負担する。各区・市・県の政府及び先導区の管理委員会は、当該区域の産業状況に基づき、本規定を参照して更なる奨励標準を制定する。

**第 13 条** 多国籍企業が当該市において地域本部及び法人単位を設立する場合には、その登録経営納税地の所在する区・市・県（先導区）の財政が、その利益総額が形成した区級の財力部分を参照して 100%の奨励を与える。

**第 14 条** 当該地の従業員規模が 500 人以上の企業で、年間の従業員数の増加が 20%（20%を含む。）を上回る場合には、前年（最高年度）と比較した増加人数につき 1 人あたり 3,000 元の標準に従い、奨励を与える。奨励資金は、市の財政が市の専用資金を通じて 30%を手配し、企業の登録経営納税地の所在する区・市・県（先導区）の財政が 70%を手配する。

**第 15 条** 年販売額が 4,000 万元以上の企業は、その当該年に実現した増加値、営業収入、利益総額の形成した地方財力につき、前年（最高年度）と比較した増加部分を参照し、市の財政及び企業の登録経営納税地の所在する区・市・県（先導区）の財政がそれぞれ留保する 100%の割合で奨励を与え、市の財政奨励資金については、市の専用資金を通じて手配する。

第 12 条、第 13 条及び第 15 条について、実施過程において優遇政策の交叉享受に遭遇する場合には、交叉した優遇部分を控除する。第 14 条及び第 15 条の実施過程において、同一企業による同一年内のものは優遇されるが、重複して享受しない。

**第 16 条** 企業、養成・訓練機構及び園区企業が国内外において分支機構の設立、その他

の企業及び養成・訓練機構の買収に成功した場合、並びに伝統的な業種の企業が情報部門を単独で分離し、独立したソフトウェア及び情報サービス企業を設立した場合には、その投資及び運営状況に従い、市の専用資金が 30 万円を上回らない奨励を与える。

**第 17 条** 突破性の自主新規創造成果を有している企業（例えば、国、省、市の科学技術進歩奨を取得し、かつ、販売収入を形成するプロジェクト又は製品、国、省、市の有名ブランド及び著名商標を取得した製品、国内外の重大情報化建設プロジェクトを落札した製品）については、市の専用資金がその販売収入を参照して 50 万円を上回らない奨励を与える。

**第 18 条** 企業が特許及び集積回路配置設計に係る資金援助を申請する場合には、「大連市特許及び集積回路配置設計に係る資金援助申請管理弁法」（大政発[2007]118 号）に従い資金援助を与える。

**第 19 条** 研究・開発し、かつ、国際、国、業種及び地方標準の発布の認可を取得した企業は、市の専用資金が 100 万円を上回らない奨励を与える。

**第 20 条** 認定を経た園区企業は、その登録経営納税地の所在する区・市・県の政府及び先導区の管理委員会が専用資金を手配して補助を与え、補助資金は、家賃コストの低減等の区内企業に対する公共サービスに用いる。

**第 21 条** ソフトウェア及びサービスアウトソーシングに関する公共サービスプラットフォームの設備購入及び運営費用については、定額の支援を与える。設備購入の補助比率は一般に実際の設備購入費用総額の 50%を上回らず、単独のプロジェクト補助は一般に 100 万円を上回らず、運営費用の補助比率は一般に実際の運営費用総額の 20%を上回らず、単独のプロジェクト補助は一般に 50 万円を上回らない。

#### 第 4 章 投融資の奨励

**第 22 条** 企業又は養成・訓練機構が金融機構から取得した主たる経營業務に用いる貸付金については、中国人民銀行が公布する基準利率に従い、市の専用資金が貸付利息の 30%を上回らない補助を与える。

**第 23 条** 企業又は養成・訓練機構が国内外において上場活動をする場合には、「企業上場補助専用資金管理暫定施行弁法」（大財企[2008]58 号）に従い補助を与える。

**第 24 条** 担保機構は、企業又は養成・訓練機構のために融資担保サービスを提供する場合には、「大連市民営企業及び中小企業信用担保奨励資金管理暫定施行弁法」（大財企[2005]476 号）所定の最高標準に従い奨励を与える。

**第 25 条** 企業又は養成・訓練機構は、リスク投資を取得した場合には、その運営状況に応じて、市の専用資金がリスク投資総額の 10%を上回らない奨励を与える。

#### 第 5 章 信用・名誉体系の確立

**第 26 条** 政府が組織する正規版ソフトウェア集団購入に参加する中小企業及び養成・訓練機構については、市の専用資金が 50%を上回らない補助を与える。

**第 27 条** ソフトウェア開発能力成熟度モデル統合 (CMMI) 及び人力資源成熟度モデル (PCMM) 等の評価、情報安全管理 (ISO27001)、IT サービス管理 (ISO20000) 等の認証、サービス提供者の環境安全性 (SAS70) 等の監査を通過した企業については、市の専用資金が評価、認証及び監査費用の 50%を上回らない補助を与える。

**第 28 条** 「個人情報安全保護規範」標準及びその評価制度を積極的に推進し、市の専用資金が企業に全額を補助して評価業務を展開させる。企業が規範に違反し、かつ、悪い結果をもたらした場合には、企業の本規定に基づくすべての政策を享受する権利を暫定的に停止する。

**第 29 条** ソフトウェア及びサービスアウトソーシング分野に係る知的財産権の保護を強化する。企業、養成・訓練機構及び園区企業に権利侵害に係る違法行為が発生した場合には、企業の本規定に基づくすべての政策を享受する権利を取り消す。

**第 30 条** 企業、養成・訓練機構及び園区企業の雇用規範及び従業員職業道徳育成を強化し、不正当な雇用行為が出現した企業、養成・訓練機構及び園区企業並びに労働契約を遵守せず、職業道徳に違反した従業員については、それらの本規定に基づくすべての政策を享受する権利を取り消す。

## 第 6 章 附則

**第 31 条** 本規定における扶助政策は、企業の当該年の地方財政に対する貢献により資金援助を実現する。5 年内の企業に対する総合資金援助限度額は、原則として 5 年内の当該企業の地方財政に対する貢献増加部分の総額を限度とする。

**第 32 条** 本規定は、2009 年 1 月 1 日から施行する。有効期間は 5 年とし、市の情報産業局が市の財政局と共同で解釈する。